

## 【表紙】

|                     |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                              |
| 【提出先】               | 関東財務局長                               |
| 【提出日】               | 平成25年6月10日                           |
| 【会社名】               | 株式会社ハーツユナイテッドグループ                    |
| 【英訳名】               | Hearts United Group Co.,Ltd.         |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一                    |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都港区六本木六丁目10番1号（注）1                 |
| 【電話番号】              | 該当事項はありません。                          |
| 【事務連絡者氏名】           | 株式会社デジタルハーツ<br>執行役員 財務経理本部長<br>風間 啓哉 |
| 【最寄りの連絡場所】          | 株式会社デジタルハーツ<br>東京都新宿区西新宿三丁目20番2号     |
| 【電話番号】              | 03(3379)2053(代表)                     |
| 【事務連絡者氏名】           | 株式会社デジタルハーツ<br>執行役員 財務経理本部長<br>風間 啓哉 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                                   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | 2,844,131,153円（注）2                   |
| 【縦覧に供する場所】          | 該当事項はありません。                          |

（注）1．本届出書提出日現在において未確定のため、予定を記載しております。

2．本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社デジタルハーツの平成25年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数                      | 内容  |
|------|--------------------------|---|
| 普通株式 | 11,617,800株<br>(注) 1、2、3 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 株式会社デジタルハーツ（以下「デジタルハーツ」といいます。）の発行済株式総数11,617,800株（平成25年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社ハーツユニテッドグループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成25年5月24日に開催されたデジタルハーツの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. デジタルハーツは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1. 2.

- (注) 1. 普通株式は、当社成立の日の前日のデジタルハーツの最終の株主名簿に記録された株主に、デジタルハーツの普通株式1株に対して1株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本金組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。デジタルハーツの平成25年3月31日における株主資本の額は2,844,131,153円であり、発行価額の総額のうち300,000,000円が資本金に、また300,000,000円が資本準備金に組み入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により平成25年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が株式交換、株式移転により他の会社の完全子会社となる場合に、その他の会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

### 3【募集の条件】

#### (1)【入札方式】

##### 【入札による募集】

該当事項はありません。

##### 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

##### 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

### 4【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 5【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

#### (2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1. 株式移転の目的及び理由

当社グループは、「Made in JapanからChecked by Japanへ」というスローガンのもと、国内外で増加傾向にある消費者視点からのユーザーデバッグ需要と多様化する顧客ニーズに対応したサービス展開に注力して参りました。その過程において、韓国、米国及びタイ王国に子会社を設立し積極的に海外展開を推進するとともに、デバッグと関連する開発及びプロモーション等の工程における顧客ニーズの拡大に包括的に対応するため、開発アウトソーシング事業を展開する株式会社G&Dを設立し、メディア事業を営むAetas株式会社を子会社化するなど、グループを通じて複数のサービスを一貫してワンストップで提供できる体制を構築し、着実にグループ規模及びその事業範囲を拡大して参りました。

このような状況のもと、海外展開を加速させるとともに、新規事業を創造し、外部リソースとの親和的融合及び投資効率を鑑みたスピード経営を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた経営体制の確立と、事業子会社における事業運営の集中により各事業の専門性をさらに高めていくことが必要不可欠であると判断し、株式会社デジタルハーツ（以下「デジタルハーツ」といいます。）が、単独株式移転の方法により、完全親会社である当社を設立することで、純粋持株会社体制へ移行することといたしました（以下「本株式移転」といいます。）。

新たに設立される当社は、グループ全体の経営を行う統括会社として、新たなコーポレートガバナンス体制のもと、環境変化に対応した機動的かつダイナミックな経営判断により経営の機動性を向上させるとともに、効果的な経営資源の調達及び配分を行うことでグループの経営効率を向上させ、グループ全体の持続的な成長を実現して参ります。

当社グループは、今後もデバッグサービスの提供事業を軸としつつ幅広いビジネス展開を積極的に推進することで、デジタル社会に必要な企業集団として企業価値の向上を図って参ります。

なお、持株会社体制への移行は、平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツ第12回定時株主総会において承認可決されることを前提としております。本株式移転により、デジタルハーツは当社の完全子会社となるため、同社株式は上場廃止となりますが、当社株式については、東京証券取引所市場第一部への新規上場を申請する予定です。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、当社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成25年10月1日を予定しております。

## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## (1) 提出会社の企業集団の概要

## 提出会社の概要

|                      |   |       |                            |
|----------------------|---|-------|----------------------------|
| (1) 商号               | 株式会社ハーツユニテッドグループ<br>( 英文名 : Hearts United Group Co., Ltd. ) |       |                            |
| (2) 所在地              | 東京都港区六本木六丁目10番1号(注)   |       |                            |
| (3) 代表者及び役員<br>就任予定者 | 代表取締役社長<br>CEO  | 宮澤 栄一 | 現 デジタルハーツ 代表取締役社長 CEO      |
|                      | 取締役   | 松本 壮志 | 現 デジタルハーツ 経営戦略室長           |
|                      | 取締役   | 風間 啓哉 | 現 デジタルハーツ 執行役員 財務経理本<br>部長 |
|                      | 監査役   | 伊達 将英 | 現 デジタルハーツ 常勤監査役            |
|                      | 監査役(社外)   | 寺尾 幸治 | 現 デジタルハーツ 社外監査役            |
|                      | 監査役(社外)   | 高井 峰雄 | 現 デジタルハーツ 社外監査役            |
|                      | 監査役(社外)   | 二川 敏文 | 現 デジタルハーツ 社外監査役            |
| (4) 主な事業の内容          | 子会社等の経営管理及びそれに付帯または関連する業務                                   |       |                            |
| (5) 資本金              | 300,000,000円  |       |                            |
| (6) 決算期              | 3月31日   |       |                            |
| (7) 純資産              | 未定  |       |                            |
| (8) 総資産              | 未定  |       |                            |

(注) 本届出書提出日現在において未確定のため、予定を記載しております。

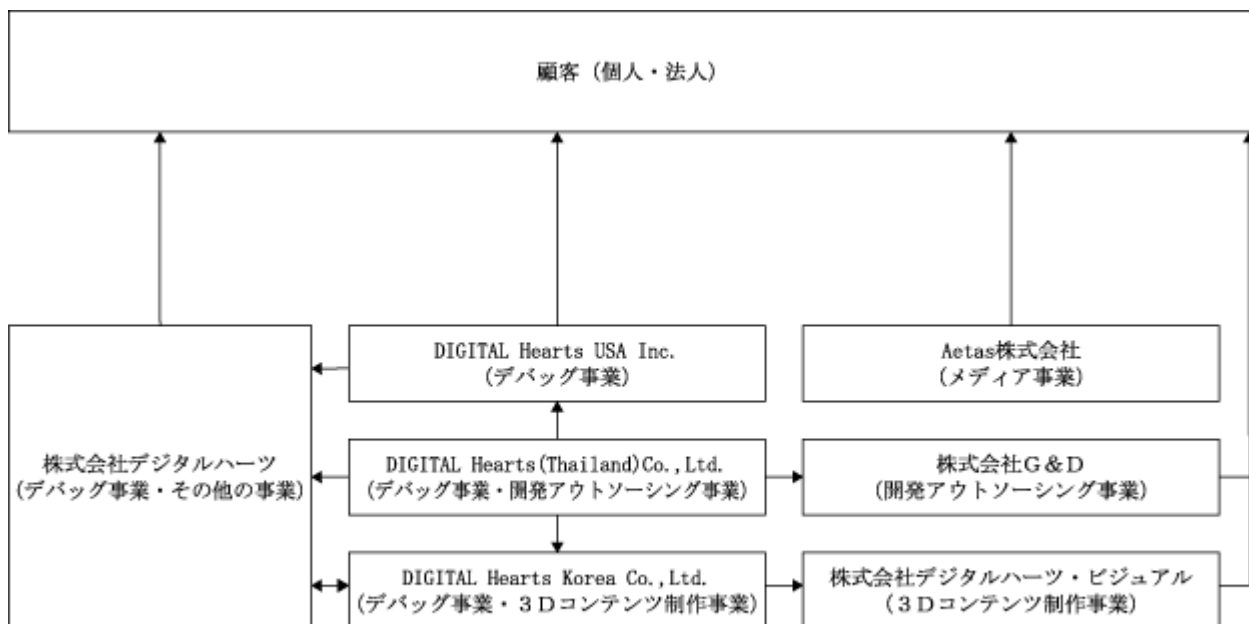
## 提出会社の企業集団の概要

当社とデジタルハーツの状況は、以下のとおりであります。

デジタルハーツは、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、平成25年10月1日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

| 名称         | 住所         | 資本金<br>(千円) | 主要な事業の<br>内容      | 議決権の<br>所有割合<br>(%) | 関係内容        |                  |      |            |            |           |
|------------|------------|-------------|-------------------|---------------------|-------------|------------------|------|------------|------------|-----------|
|            |            |             |                   |                     | 役員の兼任等      |                  | 資金援助 | 営業上の<br>取引 | 設備の賃<br>貸借 | 業務提携<br>等 |
| (連結子会社)    |            |             |                   |                     | 当社役員<br>(名) | 当社<br>従業員<br>(名) |      |            |            |           |
| (株)デジタルハーツ | 東京都<br>新宿区 | 274,167     | デバッグ<br>事業<br>その他 | 100.0               | 未定          | 未定               | 未定   | 未定         | 未定         | 未定        |

本株式移転に伴う当社設立後、デジタルハーツは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるデジタルハーツの平成25年3月31日時点の状況は以下のとおりであります。



→ : サービスの流れ

## 関係会社の状況

| 名称  | 住所         | 資本金              | 主要な事業の内容          | 議決権の所有割合(%) | 関係内容                           |
|---|------------|------------------|-------------------|-------------|--------------------------------|
| (連結子会社)<br>DIGITAL Hearts Korea Co., Ltd. | 韓国ソウル市     | 1,000百万<br>韓国ウォン | デバッグ<br>事業<br>その他 | 100.0       | 業務の委託<br>役員の兼任<br>経営指導         |
| DIGITAL Hearts USA Inc.                   | 米国カリフォルニア州 | 1,559千<br>米ドル    | デバッグ<br>事業        | 100.0       | 業務の委託<br>及び受託<br>役員の兼任<br>経営指導 |
| DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd.          | タイ王国バンコク都  | 6百万<br>タイバーツ     | デバッグ<br>事業<br>その他 | 49.0        | 業務の委託<br>役員の兼任<br>経営指導         |
| 株式会社G & D                                 | 東京都新宿区     | 50百万円            | その他               | 61.7        | 業務の受託<br>役員の兼任<br>資金の貸付        |
| 株式会社デジタルハーツ・ピジュアル                         | 東京都新宿区     | 90百万円            | その他               | 100.0       | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の貸付<br>事業譲渡 |
| Aetas株式会社                                 | 東京都港区      | 89百万円            | メディア<br>事業        | 100.0       |                                |

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

本株式移転により、デジタルハーツは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 役員の兼任関係

該当事項はありません。

## 取引関係

当社の完全子会社であるデジタルハーツと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

## 2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

### 3【組織再編成に係る契約】

#### 1. 株式移転計画の内容の概要

デジタルハーツは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成25年10月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成25年5月24日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のデジタルハーツの株主名簿に記載又は記録されたデジタルハーツの株主に対し、その保有するデジタルハーツの普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

#### 2. 株式移転計画の内容

##### 株式移転計画書(写)

株式会社デジタルハーツ(以下「甲」という。)は、甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

##### (1)目的

乙の目的は、(別紙1)「株式会社ハーツユニテッドグループ定款」第2条に記載のとおりとする。

##### (2)商号

乙の商号は、「株式会社ハーツユニテッドグループ」とし、英文では、「Hearts United Group Co.,Ltd.」と表示する。

##### (3)本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とする。

##### (4)発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、(別紙1)「株式会社ハーツユニテッドグループ定款」に記載のとおりとする。

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

宮澤 栄一、松本 壮志、風間 啓哉

2. 乙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

伊達 将英、寺尾 幸治(社外監査役)、高井 峰雄(社外監査役)、二川 敏文(社外監査役)

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人



（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

第3条 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有する甲の普通株式の総数と同数の乙の普通株式を交付する。

2. 乙は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割当てる。

（乙の資本金及び準備金の額）

第4条 乙の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
300,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
300,000,000円
- (3) 利益準備金の額  
0円

（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

第5条 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している「株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権」（その内容は（別紙2）のとおりであり、以下「甲第1回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第1回新株予約権に代わり、その保有する甲第1回新株予約権の総数と同数の乙の「株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権」（その内容は（別紙3）のとおりであり、「乙第1回新株予約権」という。）を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第1回新株予約権1個につき乙第1回新株予約権1個を割当てる。

2. 乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された、甲が発行している「株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権」（その内容は（別紙4）のとおりであり、以下「甲第2回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、その保有する甲第2回新株予約権に代わり、その保有する甲第2回新株予約権の総数と同数の乙の「株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権」（その内容は（別紙5）のとおりであり、「乙第2回新株予約権」という。）を交付する。また、乙は、本株式移転に際し、基準時の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲第2回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する甲第2回新株予約権1個につき乙第2回新株予約権1個を割当てる。

（乙の成立の日）

第6条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成25年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

（本計画承認株主総会）

第7条 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、手續の進行に応じて必要あるときは、甲は、株主総会の開催日を変更することができる。

（乙の上場証券取引所）

第8条 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

（乙の株主名簿管理人）

第9条 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

（事情変更）

第10条 本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

（本計画の効力の発生）

第11条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成25年5月24日

甲：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社デジタルハーツ  
代表取締役社長 宮澤 栄一

(別紙1)

## 株式会社ハーツユナイテッドグループ 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ハーツユナイテッドグループと称し、英文では Hearts United Group Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 家庭用および業務用の製品(電子計算機、移動体端末、家電、アミューズメント機器等)に搭載もしくは、使用されるソフトウェアおよびハードウェア関連機器のデバッグ事業(品質検査業)
2. コンピュータによる情報処理事業
3. 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
4. 前各号に関連する機器およびソフトウェアの企画、開発、製造、販売、輸入、賃貸、設置およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供
5. 前各号に関連する出版物の企画、製作、製造、輸入、販売
6. 前各号に関連する開発技術者の派遣
7. 前各号に関連する開発技術者および人材育成のための教育事業およびイベント等の企画運営
8. 前各号に関連する経営コンサルティング業
9. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
10. 一般労働者派遣事業
11. 有料職業紹介事業
12. 前各号に関連するソフトウェア・ハードウェアの使用に関するユーザーサポートの代行業務
13. その他商業全般
14. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## （自己株式の取得）

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

## （株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。  
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

## （株式取扱規則）

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## （基準日）

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

## 第3章 株主総会

## （招集）

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

## （招集権者および議長）

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。  
2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

## （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## （議決権の代理行使）

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。  
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

## （決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## （議事録）

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

## （取締役会の設置）

第18条 当社は取締役会を置く。

## （取締役の員数）

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

## （取締役の選任および解任）

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

## （取締役の任期）

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

## （代表取締役および役付取締役）

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

## （取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

## （取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## （取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

## （取締役会の決議の省略）

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

## （取締役会の議事録）

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

## （取締役会規則）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## （取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と総称する。）は、株主総会の決議によって定める。

## （取締役の責任免除）

第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

## （監査役および監査役会の設置）

第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

## （監査役の員数）

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

## （監査役の選任）

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## （監査役の任期）

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## （常勤監査役）

第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

## （監査役会の招集通知）

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

## （監査役会の決議）

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

## （監査役会の議事録）

第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名する。

## （監査役会規則）

第39条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

## （監査役の報酬等）

第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

## （監査役の責任免除）

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

## （会計監査人の設置）

第42条 当社は、会計監査人を置く。

## （会計監査人の選任）

第43条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

## （会計監査人の任期）

第44条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## （会計監査人の報酬等）

第45条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## （会計監査人の責任免除）

第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

## （事業年度）

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## （期末配当金）

第48条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

## （中間配当金）

第49条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

## ( 期末配当金等の除斥期間 )

- 第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## ( 附則 )

## ( 最初の事業年度 )

- 第1条 当会社の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成26年3月31日までとする。

## ( 取締役および監査役の当初の報酬等 )

- 第2条 第29条および第40条の規定にかかわらず、当会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役および監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 取締役の報酬等の総額は、月額3,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与を含まないこととする。)とする。
- (2) 監査役の報酬等の総額は、月額200万円以内とする。

## ( 附則の削除 )

- 第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削る。



## (別紙2) 株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権

## 株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社デジタルハーツ第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たり金14円

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」、「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月1日から平成26年3月31日まで

6. 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

7. 株式の発行価額中資本に組み入れない額

1株につき7円

ただし、払込金額が調整された場合は調整後の払込金額の2分の1を超えない額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

## 9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

## (1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

## (2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

## (3) 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

## (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

## (5) 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 10. 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

## (別紙3) 株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権

## 株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の名称 株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権

## 2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

なお、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおける株式会社デジタルハーツ(以下「デジタルハーツ」という。)

又は当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

## 3. 各新株予約権の発行価額

無償

## 4. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株当たり金14円

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は新株予約権割当後における当社が株式分割または株式併合をする場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額を調整するものとする。

## 5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成26年3月31日まで

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。  
ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2)新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- (3)その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

## 9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- (1)目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
- (2)目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (3)権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1円未満の額は切り捨てる。
- (4)権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等  
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- (5)取締役会による譲渡承認  
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

## (別紙4) 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権

## 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社デジタルハーツ第2回新株予約権
2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。  
新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
1株当たり金192円  
新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間  
平成20年11月1日から平成26年10月31日まで
6. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
  - (2) 新株予約権の譲渡および質入は、これを認めないものとする。
  - (3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
7. 株式の発行価額中資本に組み入れない額  
1株につき96円  
ただし、払込金額が調整された場合は調整後の払込金額の2分の1を超えない額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

## 9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

## (1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

## (2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

## (3) 権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の額は切り捨てる。

## (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。

## (5) 取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

(別紙5) 株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権

## 株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権1個につき目的たる株式の数は普通株式1,200株とする。

なお、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおける株式会社デジタルハーツ(以下「デジタルハーツ」という。)

又は当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、本新株予約権の目的たる株式の数について必要と認める調整をすることができる。

3. 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株当たり金192円

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は新株予約権発行後における当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

平成25年5月24日以降当社成立の日の前日までににおけるデジタルハーツ又は当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は会社分割を行う場合等の調整については、必要最小限かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額を調整するものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年10月1日から平成26年10月31日まで

## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡および質入は、これを認めないものとする。
- (3) その他の条件は、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

## 8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

## 9. 株式交換、株式移転の際の承継

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- (1) 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
- (2) 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- (3) 権利行使に際して払い込むべき額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。  
調整後の1円未満の額は切り捨てる。
- (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等  
株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。
- (5) 取締役会による譲渡承認  
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

## 10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなった場合にその新株予約権を無償で取得することができる。

## 11. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限って、新株予約権証券を発行するものとする。

以上



#### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### 1．株式移転比率

|        | 株式会社ハーツユニテッドグループ<br>(完全親会社) | 株式会社デジタルハーツ<br>(完全子会社) |
|--------|-----------------------------|------------------------|
| 株式移転比率 | 1                           | 1                      |

(注) 1．本株式移転に伴い、デジタルハーツの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式11,617,800株

上記新株式数は平成25年3月31日現在におけるデジタルハーツの発行済株式総数から算定した株式数であり、本株式移転の効力発生に先立ち、デジタルハーツの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

##### 2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、デジタルハーツ単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）である当社を設立するものであり、株式移転直前のデジタルハーツの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有するデジタルハーツ普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

#### 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

#### 6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

#### 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

デジタルハーツの株主が、その有するデジタルハーツの普通株式につき、デジタルハーツに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデジタルハーツに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、デジタルハーツが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

デジタルハーツの株主による議決権の行使の方法としては、平成25年6月27日開催予定のデジタルハーツの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、デジタルハーツの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、デジタルハーツに提出する必要があります。）。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、それらの場合には平成25年6月26日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、デジタルハーツに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。

なお、各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるデジタルハーツの株主名簿に記載又は記録されたデジタルハーツの株主に割り当てられます。株主は、自己のデジタルハーツの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

## 2. 組織再編成対象会社の新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

デジタルハーツの新株予約権者が、その有するデジタルハーツの新株予約権につき、デジタルハーツに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

## 8【組織再編成に関する手続】

### 1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容を記載した書面を、デジタルハーツの本店において平成25年6月11日よりそれぞれ備え置く予定であります。

の書類は、平成25年5月24日開催のデジタルハーツの取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに上記株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、本株式移転に際してデジタルハーツの新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及びその数又はその算定方法が相当であることを説明したものです。の書類は、デジタルハーツの平成25年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、デジタルハーツの営業時間内にデジタルハーツの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

## 2. 株主総会等の組織再編成に係る手続きの方法及び日程

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 定時株主総会基準日          | 平成25年3月31日(日)     |
| 株式移転計画承認取締役会       | 平成25年5月24日(金)     |
| 株式移転計画承認定時株主総会     | 平成25年6月27日(木)(予定) |
| デジタルハーツ上場廃止日       | 平成25年9月26日(木)(予定) |
| 当社設立登記日(株式移転効力発生日) | 平成25年10月1日(火)(予定) |
| 当社上場日              | 平成25年10月1日(火)(予定) |

但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

## 3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

## 株式について

デジタルハーツの株主が、その有するデジタルハーツの普通株式につき、デジタルハーツに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をデジタルハーツに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、デジタルハーツが、上記定時株主総会の決議の日(平成25年6月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 新株予約権について

デジタルハーツの新株予約権者が、その有するデジタルハーツの新株予約権につき、デジタルハーツに対して会社法第808条の定める新株予約権買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催予定の定時株主総会の決議の日(平成25年6月27日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるデジタルハーツの最近連結会計年度の主要な経営指標は以下のとおりです。これらデジタルハーツの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

| 回次                        |    | 第7期          | 第8期          | 第9期          | 第10期         | 第11期           | 第12期<br>(参考)   |
|---------------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 決算年月                      |    | 平成20年<br>3月  | 平成21年<br>3月  | 平成22年<br>3月  | 平成23年<br>3月  | 平成24年<br>3月    | 平成25年<br>3月    |
| 売上高                       | 千円 | 2,372,454    | 3,378,382    | 3,416,326    | 3,957,718    | 5,386,259      | 6,885,950      |
| 経常利益                      | "  | 319,384      | 643,907      | 526,164      | 495,133      | 806,903        | 996,503        |
| 当期純利益                     | "  | 169,605      | 347,822      | 306,319      | 278,626      | 440,771        | 579,513        |
| 包括利益                      | "  | -            | -            | -            | -            | 434,389        | 610,825        |
| 純資産額                      | "  | 973,549      | 1,321,017    | 1,598,786    | 1,848,216    | 2,266,492      | 2,786,968      |
| 総資産額                      | "  | 1,410,859    | 1,868,608    | 1,949,842    | 2,343,073    | 3,159,896      | 4,861,199      |
| 1株当たり純資産額                 | 円  | 50,692.49    | 22,894.98    | 27,671.68    | 31,929.10    | 193.37         | 237.12         |
| 1株当たり当期純利益金額              | "  | 9,942.30     | 6,035.86     | 5,303.32     | 4,820.11     | 38.04          | 49.95          |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額       | "  | 9,560.64     | 5,828.90     | 5,132.10     | 4,669.61     | 36.93          | 48.55          |
| 自己資本比率                    | %  | 69.0         | 70.7         | 82.0         | 78.9         | 71.0           | 56.7           |
| 自己資本利益率                   | "  | 25.2         | 30.3         | 21.0         | 16.2         | 21.6           | 23.2           |
| 株価収益率                     | 倍  | 30.6         | 27.5         | 28.4         | 33.5         | 21.7           | 17.4           |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー          | 千円 | 190,974      | 466,101      | 124,395      | 307,799      | 705,192        | 330,662        |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー          | "  | 263,175      | 120,106      | 140,080      | 92,944       | 138,215        | 649,537        |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー          | "  | 424,099      | 49,775       | 28,387       | 28,613       | 20,550         | 893,633        |
| 現金及び現金同等物の期末残高            | "  | 616,754      | 912,810      | 868,569      | 1,054,725    | 1,597,677      | 2,184,673      |
| 従業員数<br>〔ほか、平均臨時雇<br>用人員〕 | 名  | 105<br>〔488〕 | 135<br>〔692〕 | 153<br>〔709〕 | 151<br>〔883〕 | 176<br>〔1,270〕 | 216<br>〔1,492〕 |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第11期より連結財務諸表を作成しているため、第10期以前については個別財務諸表数値を記載しております。

3. 平成20年10月1日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を実施しております。
4. 平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成24年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第11期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(常用のアルバイト及び派遣社員を含む)の年間平均雇用人員であります。
6. 第12期については、会計監査人の「監査報告書」を受領しておりません。

### 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

#### 2【沿革】

- 平成25年5月24日 デジタルハーツの取締役会において、デジタルハーツの単独株式移転による持株会社「株式会社ハーツユニテッドグループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
- 平成25年6月27日 デジタルハーツの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、デジタルハーツがその完全子会社となることについて決議（予定）
- 平成25年10月1日 デジタルハーツが株式移転の方法により当社を設立（予定）  
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場（予定）

なお、デジタルハーツの沿革につきましては、デジタルハーツの有価証券報告書（平成24年6月26日提出）をご参照ください。

#### 3【事業の内容】

当社は、持株会社として子会社等の経営管理およびそれに付帯または関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるデジタルハーツ及びその関係会社（デジタルハーツ及びデジタルハーツの子会社6社（平成25年3月31日現在）により構成、以下「当社グループ」といいます。）においてはソフトウェアのデバッグサービス業務を提供するデジタルハーツを中心として、デバッグ事業、メディア事業及びその他の事業に取り組んでおります。各事業における当社グループ各社の位置付け等は次のとおりであります。

##### (1) デバッグ事業

コンシューマゲーム、デジタルソリューション、アミューズメントの事業分野において、ユーザーデバッグサービス及びその関連サービスを提供しております。

（関係会社）株式会社デジタルハーツ

DIGITAL Hearts Korea Co.,Ltd.

DIGITAL Hearts USA Inc.

DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd.

##### (2) メディア事業

総合ゲームサイト「4Gamer.net」を通じたゲーム情報の配信及び顧客企業のプロモーション活動支援を行っております。

（関係会社）Aetas株式会社

##### (3) その他の事業

開発アウトソーシング事業、3Dコンテンツ等の映像制作サービス及び「Fuguai.com」サイトの運営等を行っております。

（関係会社）株式会社デジタルハーツ

DIGITAL Hearts Korea Co.,Ltd.

DIGITAL Hearts(Thailand)Co.,Ltd.

株式会社G & D

株式会社デジタルハーツ・ビジュアル

#### 4【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるデジタルハーツの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

##### (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの平成25年3月31日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数（人） |
|----------|---------|
| デバッグ事業   | 130     |
| メディア事業   | 22      |
| 報告セグメント計 | 152     |
| その他      | 22      |
| 小計       | 174     |
| 全社（共通）   | 42      |
| 合計       | 216     |

(注) 1 . 従業員数は就業人員数であります。

2 . 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

##### (3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツを含む当社グループにおいては、労働組合は結成されておられません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

## 3【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）をご参照下さい。

## 4【事業等のリスク】

当社は、本届出書提出日現在において設立されておられません。本株式移転によりデジタルハーツの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるデジタルハーツの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。デジタルハーツの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてデジタルハーツが判断したものです。

### デバッグ業務のアウトソーシングの動向について

当社グループは、メーカーや開発会社等の顧客企業に対して、ソフトウェアの動作テストを通じて不具合を消費者的視点から検出し、その不具合情報を報告するという、ユーザーデバッグサービスを主に提供しております。

従来、不具合を検出するというデバッグ業務は、主にメーカーや開発会社の自社内において行われておりました。しかしながら、当社グループでは、消費者的視点で行われるユーザーデバッグサービスへの有用性の認識の向上や、自社内におけるデバッグ要員を常時雇用することによるコスト負担の増加等により、近年アウトソーシングが進んでいるものと考え、今後もデバッグ業務のアウトソーシングが進展することを前提とした事業計画を策定しておりますが、その歴史はまだ浅く、将来性を予測するには不透明な部分もあります。

そのため、当社グループの期待どおりにデバッグ業務のアウトソーシングが進展しなかった場合には、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 特定市場への依存度について

現在当社グループの売上及び利益の多くの部分は、コンシューマゲーム、モバイルコンテンツ及びパチンコ・パチスロといった娯楽市場を対象としたユーザーデバッグサービスに依存しており、当社グループではこうした特定の市場への過度な依存を回避するため、娯楽市場以外の市場への進出を企図しております。

しかしながら、当社グループの娯楽市場以外の市場への進出前に、娯楽市場に大きな規模の減衰が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



#### 市場環境の変化について

当社グループは、ユーザーデバッグサービスにおいて、そのノウハウの蓄積や人材育成等、他社との差別化に努めております。

しかしながら、今後デバッグ業務のアウトソーシングが進むことにより、業界の市場規模が拡大し、新規参入企業が増加する可能性が高まることに伴い、人材流出等による当社グループのノウハウ等が流出し、外部の第三者が当社グループの技術及びノウハウ等を模倣して当社グループと類似するサービスの提供を行う可能性があります。また、当社グループの関連市場である娯楽市場は技術革新の進歩も早く、それに応じた新製品も相次いで登場することより、顧客ニーズが恒常的に変化する傾向があり、これら進歩し続ける技術等への対応が遅れた場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化し、競争力の低下を招く可能性があります。そのため、このような市場環境の変化やそれに伴う競争の激化が生じ、高い顧客満足度を与えられる水準のサービス提供ができなくなった場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 業績の変動要因について

当社グループのユーザーデバッグサービスは、基本的に顧客企業の開発・制作活動が完了した後に提供しており、顧客企業の開発案件単位で受注する形態であるため、顧客企業の開発・制作計画の大幅な変更または突発的な受注量の増減があった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ユーザーデバッグサービスにおいては、コンシューマゲーム市場を対象としたコンシューマゲームリレーションの連結売上高に占める割合が高く、当連結会計年度においては売上の38.8%を占めております。当社グループと致しましては、コンシューマゲームリレーション以外の事業部門において収益の向上を図り、年間を通じて安定した収益を確保できるように努めて参りましたが、依然としてコンシューマゲームリレーションへの比重は大きく、顧客企業の年末商戦時期に向けた開発スケジュールにあわせ、第2四半期及び第3四半期における販売動向が当社グループの通期業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### サービスの瑕疵等について

当社グループが主に提供するユーザーデバッグサービスは、主として顧客企業から受託する、顧客企業の開発したソフトウェア等の検証業務であります。

当社グループは、一般的にソフトウェア等から不具合を完全に除去することはできず、ユーザーデバッグサービスは不具合の発見を主眼とするもので、製品の品質を保証するものではない旨を、顧客企業に理解してもらうことに努め、これまで顧客企業と良好な関係を築いてきております。しかしながら、何らかの理由により瑕疵担保責任等の責任の追及を受ける可能性は否定できません。この場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、昨今、ユーザーデバッグサービスに付随するコンテンツのローカライズやコールセンター業務、映像コンテンツ制作や開発案件等、当社グループで提供しうるサービスが拡大しており、それに伴い一部業務委託先からのサービス提供も受けております。

当社グループは、当社グループに過大な責任が及ばないよう、当該責任を限定する取引条件になるよう努め、また、顧客企業へ高品質なサービスを提供するため、適切な業務委託先を選定しております。

しかしながら、全ての顧客企業と当該条件で取引することは難しく、当社グループの責任により、顧客企業より損害賠償責任等を追及される可能性は否定できず、また、これら業務委託先との契約が何らかの理由で終了し、またはこれらの業務委託先企業の倒産等の予期せぬ事態が生じた場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の安定確保について

当社グループの提供するユーザーデバッグサービスの実作業は、多数の臨時従業員であるテスターに拠っております。そのため、テスターの確保は非常に重要であり、当社グループは、定期的にテスターを募集・採用し、また、テスターとのコミュニケーションも強化することで、人材の流出を防止するための諸施策を講じております。

しかしながら、何らかの理由で業務上必要とされる十分なテスターを雇用することができなかった場合には、円滑なサービス提供や積極的な受注活動が阻害され、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 機密情報及び個人情報の漏洩の危険について

当社グループは、ユーザーデバッグサービス事業、メディア事業、その他事業を行う上で、顧客企業その他関係者より機密情報を預かるため、当該機密情報の外部漏洩のないよう従業員と秘密保持契約を締結するとともに、指紋認証システムによる入室管理、監視カメラによる24時間365日の監視等、様々な漏洩防止施策を講じ、また、個人情報を取り扱うことから、一般社団法人日本情報経済社会推進協会より「プライバシーマーク」の付与認定を取得し、情報の適正な取扱いと厳格な管理を進めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、何らかの理由により機密情報や個人情報が外部に漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償責任の追及や社会的信用の喪失等により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害によるサービスの中断や停止について

当社グループは、顧客企業へのサービスの提供や営業活動においてインターネット環境に依存しているため、自然災害、戦争、テロ、事故、その他通信インフラの破損や故障、コンピュータウイルスやハッカーの犯罪行為等により、大規模なシステム障害が生じた場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 他社との業務提携について

当社グループは、既存サービスによる売上の増加やコスト削減が見込まれる場合、また、新サービスを提供すること等により将来的な成長が見込まれると判断した場合には、相互に協力体制を構築できる企業と、積極的に業務提携によるパートナーシップを強化し、取引深耕を図っていく方針であります。

しかしながら、提携先との間の友好的な協力関係に変化が生じ、または期待したほどの相乗効果を得ることができない等の理由により、業務提携関係を維持することが困難となった場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新規事業等の業容拡大について

当社グループは、ユーザーデバッグサービスの提供事業を軸として、幅広いビジネス展開を積極的に行っていく方針であります。そのため、進出先の市場動向の調査や参入形態の考慮を十分に行い、事業リスクの軽減を図りながら、国内外において市場のニーズに呼応した新規事業への進出、子会社の設立等を推進しております。

しかしながら、これら事業展開等の状況を確実に予測することは困難であり、当該事業展開に係る投融資額を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 企業買収による事業拡大について

当社グループは、事業規模の拡大及び多様な収益源の確保を目的として、ユーザーデバッグサービスの提供事業を軸としつつ幅広いビジネス展開を積極的に行う考えであり、そのための有効な手段の一つとして企業買収を活用していく方針であります。企業買収においては、対象となる企業の財務内容、契約関係及び事業の状況等について事前にデューデリジェンスを実施し、可能な限りリスクの低減に努めております。

しかしながら、企業買収後に、事業環境に急激な変化が生じた場合やその他予期し得ない理由により当初の計画通りに事業が進展しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 海外における事業展開について

当社グループは引き続き積極的に海外におけるサービス展開の拡大を図っていく方針であります。しかしながら、海外での事業活動においては、予期せぬ法律または規制の変更、大規模な自然災害の発生、政治経済の変化、為替変動、商習慣の相違、雇用制度や労使慣行の相違、不利な影響を及ぼす租税制度の変更等により、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 著作権に関するリスクについて

当社グループは、運営するメディアにおいて多くの記事、図版等のコンテンツを掲載しており、それらのコンテンツが第三者の権利を侵害しないよう厳格な管理を実施しております。

しかしながら、何らかの理由により、それらのコンテンツが第三者の権利を侵害した場合には、当社グループへの損害賠償責任の追及や社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (法的規制について)

##### 最低賃金法について

当社グループの提供するサービスの実作業は、多数の臨時従業員であるテスターに拠っているため、最低賃金法による「各都道府県の地域別または産業別の最低賃金」等の法的規制やその他の要因により、テスターの賃金が高騰した場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 労働者派遣法について

当社グループの事業収益のうち平成24年3月期の売上高の5.1%及び平成25年3月期の売上高の6.9%は人材派遣によるものであり、当社グループは、国内において「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、厚生労働大臣の「一般労働者派遣事業」の許可を取得し、人材派遣を行っております。

また、平成24年10月1日より改正労働者派遣法が施行され、日雇派遣の原則禁止等、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図ることを中心とした法改正がなされましたが、当社が行う派遣事業に急激な変化をもたらすものではないと判断しております。

しかしながら、当社グループは、労働者派遣法を遵守し、派遣事業を運営しておりますが、万一法令に抵触するような事態が生じた場合、または関連法令やその解釈が変更された場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 社会保険について

当社グループの多数の臨時従業員であるテスターのうち、一定の条件を満たしたテスターは、社会保険に加入しております。厚生労働省は、短時間労働者に対する社会保険の適用を拡大する方向で検討しており、当該制度が改正・施行された場合、現在加入義務のない短時間労働者であるテスターにも、社会保険に加入することが義務付けられるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 下請法について

当社グループは、サービスの拡大により、ユーザーデバッグサービスに付随するローカライズ業務等、一部の業務を業務委託先に外注しており、当該業務委託先の一部は「下請代金支払遅延等防止法」（以下、「下請法」という。）の適用対象となります。

当社グループは、下請法を遵守しておりますが、万一法令に抵触するような事態が生じた場合、または関連法令やその解釈が変更された場合、当社グループの事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他)

ストック・オプションについて

平成25年3月31日現在、ストック・オプションによる潜在株式は327,600株であり、発行済株式総数11,617,800株の2.8%に相当しております。当社グループの株価が行使価額を上回り、かつ、権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(平成24年6月26日提出)及び四半期報告書(平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出)をご参照下さい。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

## 6【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの研究開発活動についても、該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、デジタルハーツの有価証券報告書(平成24年6月26日提出)及び四半期報告書(平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出)をご参照下さい。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

#### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）をご参照下さい。

### 2【主要な設備の状況】

#### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

#### (2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるデジタルハーツの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

平成25年10月1日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

## 【株式の総数】

| 種類   | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 38,400,000  |
| 計    | 38,400,000  |

## 【発行済株式】

| 種類   | 発行数(株)     | 上場金融商品取引所名<br>又は登録認可金融商品<br>取引業協会名 | 内容  |
|------|------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 11,617,800 | 東京証券取引所<br>(市場第一部)                 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計    | 11,617,800 | -                                  | -   |

(注) デジタルハーツの発行済株式総数11,617,800株(平成25年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

## (2)【新株予約権等の状況】

デジタルハーツが発行した新株予約権に代えて、基準時におけるデジタルハーツの新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権等の状況は次のとおりです。

会社法に基づき発行する新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社ハーツユニテッドグループ 第1回新株予約権

| 区分                                     | 株式移転効力発生日現在<br>(平成25年10月1日)   |
|--|---|
| 新株予約権の数(個)                             | 270(注)  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「2.新株予約権の目的たる株式の種類及び数」欄をご参照ください。  |
| 新株予約権の目的となる株式の数                        | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「2.新株予約権の目的たる株式の種類及び数」欄をご参照ください。  |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「4.各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」欄をご参照ください。  |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成25年10月1日<br>至 平成26年3月31日  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「4.各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」をご参照ください。 |
| 新株予約権の行使の条件                            | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「6.新株予約権の行使の条件」欄をご参照ください。   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「8.新株予約権の譲渡制限」をご参照ください。   |
| 代用払込みに関する事項                            | -   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | 株式移転計画書(別紙3)株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権「9.株式交換、株式移転の際の承継」をご参照ください。   |

(注) 平成25年3月31日現在のデジタルハーツ第1回新株予約権(以下、「第1回新株予約権」という。)の個数であります。本株式移転に際し、第1回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時において発行している第1回新株予約権の個数と同数の株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権1個を交付いたします。なお、第1回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

## 株式会社ハーツユニテッドグループ 第2回新株予約権

| 区分                                     | 株式移転効力発生日現在<br>(平成25年10月1日)   |
|--|---|
| 新株予約権の数(個)                             | 3(注)  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「2.新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」をご参照ください。   |
| 新株予約権の目的となる株式の数                        | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「2.新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」をご参照ください。   |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」欄をご参照ください。  |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成25年10月1日<br>至 平成26年10月31日   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「4.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び「7.新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」をご参照ください。 |
| 新株予約権の行使の条件                            | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「6.新株予約権の行使の条件」欄をご参照ください。   |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                         | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「8.新株予約権の譲渡制限」欄をご参照ください。  |
| 代用払込みに関する事項                            | -   |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項               | 株式移転計画書(別紙5)株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権「9.株式交換、株式移転の際の承継」欄をご参照ください。  |

(注) 平成25年3月31日現在のデジタルハーツ第2回新株予約権(以下、「第2回新株予約権」という。)の個数であります。本株式移転に際し、第2回新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、基準時において発行している第2回新株予約権の個数と同数の株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権1個を交付いたします。なお、第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成25年10月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

| 年月日        | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成25年10月1日 | 11,617,800            | 11,617,800           | 300,000        | 300,000       | 300,000              | 300,000             |

(注) デジタルハーツの発行済株式総数11,617,800株(平成25年3月31日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

## (5) 【所有者別状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるデジタルハーツの平成25年3月31日現在の所有者別状況は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

| 区分                  | 株式の状況(1単元の株式100株)  |        |              |            |       |      |        |         | 単元未満株式の状況<br>(株) |
|---------------------|--------------------|--------|--------------|------------|-------|------|--------|---------|------------------|
|                     | 政府及び<br>地方公共<br>団体 | 金融機関   | 金融商品<br>取引業者 | その他の<br>法人 | 外国法人等 |      | 個人その他  | 計       |                  |
|                     |                    |        |              |            | 個人以外  | 個人   |        |         |                  |
| 株主数<br>(人)          | -                  | 24     | 26           | 38         | 36    | 4    | 5,999  | 6,127   |                  |
| 所有株式<br>数<br>(単元)   | -                  | 25,011 | 1,468        | 620        | 7,024 | 16   | 82,030 | 116,169 | 900              |
| 所有株式<br>数の割合<br>(%) | -                  | 21.53  | 1.26         | 0.53       | 6.05  | 0.01 | 70.61  | 100.00  |                  |

(注) 平成24年5月25日開催の取締役会決議により、平成24年7月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるデジタルハーツの平成25年3月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

| 区分             | 株式数(株)             | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------|----------|----|
| 無議決権株式         | -                  | -        | -  |
| 議決権制限株式(自己株式等) | -                  | -        | -  |
| 議決権制限株式(その他)   | -                  | -        | -  |
| 完全議決権株式(自己株式等) | -                  | -        | -  |
| 完全議決権株式(その他)   | 普通株式<br>11,616,900 | 116,169  | -  |
| 単元未満株式         | 普通株式<br>900        | -        | -  |
| 発行済株式総数        | 11,617,800         | -        | -  |
| 総株主の議決権        | -                  | 116,169  | -  |

## 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成25年10月1日時点において、当社の自己株式を保有いたしません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツは、平成25年3月31日現在において、自己株式を保有していません。

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

デジタルハーツは、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、デジタルハーツの取締役、監査役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、平成18年3月2日開催の臨時株主総会において、また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき及び平成18年10月27日開催の臨時株主総会において、それぞれ特別決議されたものです。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行された新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成25年10月1日に交付される予定です。

## 株式会社ハーツユニテッドグループ第1回新株予約権

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 決議年月日                    | 平成18年3月2日開催の臨時株主総会<br>(注)1   |
| 付与対象者の区分及び人数             | デジタルハーツの取締役1名、従業員16名<br>(注)2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類         | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。     |
| 株式の数(株)                  | 同上                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)        | 同上                           |
| 新株予約権の行使期間               | 同上                           |
| 新株予約権の行使の条件              | 同上                           |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 同上                           |
| 代用払込みに関する事項              |                              |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。     |

(注)1. デジタルハーツ第1回新株予約権の決議年月日であります。

2. 本届出書提出日現在における付与対象者の区分及び対象者数であります。

## 株式会社ハーツユニテッドグループ第2回新株予約権

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 決議年月日                    | 平成18年10月27日開催の臨時株主総会<br>(注)1 |
| 付与対象者の区分及び人数             | デジタルハーツの従業員2名(注)2            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類         | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。     |
| 株式の数(株)                  | 同上                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)        | 同上                           |
| 新株予約権の行使期間               | 同上                           |
| 新株予約権の行使の条件              | 同上                           |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | 同上                           |
| 代用払込みに関する事項              |                              |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。     |

(注)1. デジタルハーツ第2回新株予約権の決議年月日であります。

2. 本届出書提出日現在における付与対象者の区分及び対象者数であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主への皆様への継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけ、連結ベースでの中期的な目標配当性向を20%とした上で、期間業績に応じた業績連動型の配当の実施を基本方針とする予定であります。

また、配当後の内部留保資金につきましては、既存事業の更なる充実、新規事業への投資資金として有効活用し、持続的な業績の向上、株主資本利益率の維持・向上に努め、企業価値の増大を図って参ります。

なお、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針とし、中間配当につきましては、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定める予定であります。また、期末配当の決定機関は株主総会であります。

## 4【株価の推移】

当社は新設会社でありますので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるデジタルハーツの株価の推移は、次のとおりであります。

## (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次    | 第8期                     | 第9期     | 第10期               | 第11期    | 第12期                                |
|-------|-------------------------|---------|--------------------|---------|-------------------------------------|
| 決算年月  | 平成21年3月                 | 平成22年3月 | 平成23年3月            | 平成24年3月 | 平成25年3月                             |
| 最高(円) | 645,000<br>(注)3 202,000 | 288,400 | 179,900<br>222,000 | 170,700 | 180,000<br>(注)4 1,680<br>(注)5 1,045 |
| 最低(円) | 298,000<br>(注)3 120,100 | 120,500 | 99,600<br>92,000   | 109,600 | 145,500<br>(注)4 1,350<br>(注)5 647   |

(注) 1. 最高・最低株価は、平成21年4月1日から平成23年2月24日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、平成23年2月25日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社株式は、平成20年2月1日から東京証券取引所マザーズ市場に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。なお、平成23年2月25日付をもって東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部へ指定されており、第10期の上段は市場第一部、下段はマザーズ市場における株価であります。

3. 印は、株式分割(平成20年10月1日、1株 3株)による権利落後の株価であります。

4. 印は、株式分割(平成24年7月1日、1株 100株)による権利落後の株価であります。

5. 印は、株式分割(平成24年10月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

## (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別    | 平成24年12月 | 平成25年1月 | 2月  | 3月    | 4月    | 5月    |
|-------|----------|---------|-----|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 682      | 725     | 753 | 1,045 | 2,508 | 4,160 |
| 最低(円) | 651      | 669     | 647 | 709   | 780   | 2,350 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

| 役名      | 職名  | 氏名    | 生年月日        | 略歴   | 任期   | (1) 所有するデジタルハーツの株式数<br>(2) 割当てられる当社の株式数 |
|---------|-----|-------|-------------|--|------|---|
| 代表取締役社長 | CEO | 宮澤 栄一 | 昭和47年7月19日  | 平成13年4月 株式会社デジタルハーツ設立 代表取締役社長<br>平成18年5月 同社 代表取締役社長兼CEO<br>平成22年4月 同社 代表取締役社長CEO(現任)   | (注)2 | (1) 5,780,000株<br>(2) 5,780,000株        |
| 取締役     |     | 松本 壮志 | 昭和55年6月17日  | 平成15年4月 株式会社ワールドインテック入社<br>平成16年4月 同社 福岡営業所 所長<br>兼 FC事業本部 西日本事業統括部 課長<br>平成17年1月 同社 FC事業本部 事業統括室長<br>平成18年4月 同社 FC統括部門 事業企画室長<br>平成20年12月 株式会社システムリサーチ入社<br>同社 経営企画担当執行役員<br>平成21年7月 同社 取締役経営企画本部長<br>平成22年11月 同社 代表取締役社長(現任)<br>平成24年6月 株式会社デジタルハーツ 経営戦略室長(現任) | (注)2 | (1) - 株<br>(2) - 株                      |
| 取締役     |     | 風間 啓哉 | 昭和50年9月24日  | 平成13年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>平成17年6月 公認会計士登録(現任)<br>平成19年7月 小谷野公認会計士事務所 入所<br>平成22年4月 税理士登録(現任)<br>株式会社デジタルハーツ 入社<br>平成22年11月 同社 管理本部 副本部長<br>平成23年4月 同社 管理本部長<br>平成24年4月 同社 執行役員 財務経理本部長(現任)   | (注)2 | (1) - 株<br>(2) - 株                      |
| 監査役     |     | 伊達 将英 | 昭和46年10月20日 | 平成8年9月 海文堂出版株式会社入社<br>平成14年4月 株式会社デジタルハーツ 入社<br>平成15年4月 同社 管理部経理課長<br>平成17年7月 同社 常勤監査役(現任)   | (注)3 | (1)12,000株<br>(2)12,000株                |
| 監査役     |     | 寺尾 幸治 | 昭和38年8月7日   | 昭和63年4月 住友不動産株式会社入社<br>平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>植草・大野法律事務所(現 みなと協和法律事務所) 入所(現任)<br>平成17年7月 株式会社デジタルハーツ 監査役(現任)   | (注)3 | (1)2,400株<br>(2)2,400株                  |

| 役名  | 職名 | 氏名    | 生年月日        | 略歴   |  | 任期    | (1) 所有するデジタルハーツの株式数<br>(2) 割当てられる当社の株式数 |
|-----|----|-------|-------------|--|--|-------|---|
| 監査役 |    | 高井 峰雄 | 昭和22年 1月18日 | 昭和45年 4月<br>平成 9年 6月<br>平成10年10月<br>平成12年 8月<br>平成12年 8月<br>平成19年 4月<br>平成19年 6月<br>平成21年10月 | 株式会社東京銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>同行 検査部検査役<br>オークマ株式会社（出向）<br>オークマヨーロッパ副社長<br>就任<br>オークマ株式会社（転籍）<br>同社 退職<br>株式会社デジタルハーツ 常勤監査役<br>同社 監査役（現任） | (注) 3 | (1) - 株<br>(2) - 株                      |
| 監査役 |    | 二川 敏文 | 昭和23年 3月 4日 | 昭和41年 4月<br>平成11年12月<br>平成15年 4月<br>平成20年 6月   | 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>日本信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会社）<br>入社<br>三菱UFJトラストビジネス株式会社入社<br>株式会社デジタルハーツ 監査役（現任）                             | (注) 3 | (1) - 株<br>(2) - 株                      |
| 計   |    |       |             |  |  |       | (1)<br>5,794,400株<br>(2)<br>5,794,400株  |

(注) 1. 監査役寺尾幸治、高井峰雄及び二川敏文は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

2. 取締役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、当社の設立日である平成25年10月1日から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、厳しい経営環境の変化に対応し、株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会などの当社を取り巻くステークホルダー(利害関係者)の信頼に応えるとともに、企業活動を通じた社会貢献を果たしながら企業価値を高めていくことが重要であると認識しております。

このような認識のもと、当社はコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組み、法令や社会規範を遵守しつつ経営の効率性及び透明性を高めて参ります。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

##### ( )会社の機関の内容

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する予定であります。

##### ( )取締役会

当社の取締役会は、原則として毎月1回、経営に関する重要事項の審議及び決議を行うため、定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、本届出書提出日現在、社外取締役は選任されておられません。

##### ( )監査役会

当社は監査役会設置会社とし、社外監査役3名を含む4名により監査役会を構成する予定です。監査役会は、(組織的かつ計画的に監査役監査を実施するとともに、各監査役は内部監査人及び会計監査人と連携し、効果的かつ効率的に監査役監査が実施できる体制構築に努めて参ります。)原則として、毎月1回、監査役会を開催し、各監査役は過去の経理経験や弁護士としての法務に関する知見、金融機関勤務を通じて培った財務に関する知見等を生かし、関係法令、監査役会が定めた規則及び監査役会における協議結果に基づき、取締役会や(グループ)経営会議その他の重要な社内会議への出席等を通じて、業務執行の法令、定款及び社内規定等への準拠性についても監査を実施してまいる予定です。

##### ( )会計監査人の状況

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人を選任する予定であります。

##### ( )コンプライアンス委員会

当社では、企業倫理や遵法精神を社内に浸透させ、不正や違法行為を未然に防止するための仕組みや社風を築くことを目的として、代表取締役社長を中心としたコンプライアンス委員会を設置する予定であります。

当委員会では、当社の事業の特性に応じた様々な議題を取り上げ、事前に聴取した外部の職業的専門家(顧問弁護士、顧問社会保険労務士等)の意見も参考にしながら活発な議論を交わして参ります。

( )内部統制システム

当社では、社内規程や稟議制度の整備及び運用により業務上の権限と責任を明確にするとともに、承認制度や内部牽制体制を構築することを通じて、業務の適正性を確保して参ります。

また、監査役及び内部監査人は、業務監査を通じて内部統制システムの整備及び運用状況を計画的に検証して参ります。

( )内部監査

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室に属する内部監査人1名が、監査役及び会計監査人と連携し、各部門における業務活動の有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する予定です。

内部監査人は、内部監査に係る社内規程等に準拠し、年度計画に基づき監査を実施いたします。監査結果は代表取締役社長に直接報告されるとともに、被監査部門に対しては監査結果を踏まえた具体的な改善指導を実施するとともに、その後の改善状況等について検証・分析し、必要に応じて追加の改善指導等を実施する予定であります。

なお、内部統制報告制度に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する評価も実施する予定であります。

社外役員

当社の就任予定の社外役員は、社外監査役3名であります。当社は、監査役会の過半数が社外監査役(3名)により構成され、各社外監査役(すべての社外監査役を独立役員として指定する予定であります。)は、取締役会や経営会議その他の重要な社内会議への出席等を通じて、独立性の高い立場から、取締役による職務執行の監督等を実施する予定であります。このため、外部的な視点からの経営のモニタリング活動が充実しているものと考えられるため、当社では社外取締役を選任しておりません。

また、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針については、現状定めておりませんが、今後におきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図る観点から、当該基準又は方針の決定の要否、社外取締役の選任の要否を継続的に検討して参ります。

なお、本報告書提出日現在、当社と当社の社外監査役就任予定者との間には、寺尾幸治氏がデジタルハーツ株式を2,400株所有しておりますが、その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、寺尾幸治氏はデジタルハーツの監査役就任前においてデジタルハーツの顧問弁護士の業務執行者でありましたが、その取引等の規模、性質に照らし、株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれのあるものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役就任予定者と判断しております。

役員の報酬等

当社は、取締役及び監査役が職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」といいます。)は株主総会の決議によって定めるものとします。(但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等の総額は月額3,000万円以内とし、監査役の報酬等の総額は月額200万円以内とする旨定款で定める予定であります。)

なお、役員報酬等の算定方法に係る決定に関する方針は特に定めておりませんが、職責等を勘案して決定する予定であります。



#### 社外役員との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定める予定であります。当該規定に基づき、当社と当社の社外役員とが責任限定契約を締結した場合には、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行につき善意かつ重大な過失が無いときに限られております。

#### 会計監査人との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定める予定であります。当該規定に基づき、当社と当社の会計監査人とが責任限定契約を締結した場合には、当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。ただし、責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行につき善意かつ重大な過失がない時に限られております。

#### 取締役の定数及び取締役の選解任の決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定める予定であります。また、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと及び取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定める予定であります。解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。

#### 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

##### ( )自己株式取得に関する要件

当社は、機動的な資本政策の実施を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定める予定であります。

##### ( )取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定める予定であります。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

##### ( )監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定める予定であります。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものです。

##### ( )中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定める予定であります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### (2) 【監査報酬の内容等】

##### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

当社は新設会社でありますので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は有限責任 あずさ監査法人に委嘱する予定です。

##### 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

##### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため未定であります。

##### 【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

## 第5 【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるデジタルハーツの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（平成24年8月14日、平成24年11月12日及び平成25年2月12日提出）をご参照下さい。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定であります。

|            |   |
|------------|---|
| 事業年度       | 4月1日から3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成26年3月31日までとする予定です。）  |
| 定時株主総会     | 6月中   |
| 基準日        | 3月31日   |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日<br>3月31日  |
| 1単元の株式数    | 100株  |
| 単元未満株式の買取り |   |
| 取扱場所       | （特別口座）<br>東京都千代田区丸の内1丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部   |
| 株主名簿管理人    | （特別口座）<br>東京都千代田区丸の内1丁目4番5号<br>三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部   |
| 取次所        |   |
| 買取手数料      | 未定  |
| 公告掲載方法     | 当社の公告は、電子公告により行う。<br>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。<br>（公告掲載URL 未定）                  |
| 株主に対する特典   | （1）優待の対象<br>毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元（100株）以上保有の株主<br><br>（2）優待の内容<br>1単元（100株）以上保有の株主に、一律お米券（6kg分）を年1回配布 |

（注）単元未満株主の権利制限

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

#### 1【貸借対照表】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 2【損益計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 3【株主資本等変動計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

#### 4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は、新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度「第11期」（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出。

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度「第12期 第1四半期」（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出。

事業年度「第12期 第2四半期」（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度「第12期 第3四半期」（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出。

**【臨時報告書】**

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成25年6月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- イ． 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年6月27日関東財務局長に提出。
- ロ． 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、平成24年11月21日関東財務局長に提出。
- ハ． 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成24年11月30日関東財務局長に提出。
- ニ． 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成25年5月27日関東財務局長に提出。

**【訂正報告書】**

該当事項ありません。

**（２）【上記書類を縦覧に供している場所】**

株式会社デジタルハーツ本店

（東京都新宿区西新宿三丁目20番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第六部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

#### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

#### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3【株主の状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるデジタルハーツの平成25年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成25年3月31日現在

| 氏名又は名称  | 住所  | 所有株式数<br>(株) | 株式総数に<br>対する所有<br>株式数の割<br>合(%) |
|---|---|--------------|---------------------------------|
| 宮澤 栄一   | 東京都港区   | 5,780,000    | 49.75                           |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                       | 東京都港区浜松町2丁目11番3号  | 905,800      | 7.79                            |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                                     | 東京都中央区晴海1丁目8番11号  | 715,600      | 6.15                            |
| ステート ストリート バンク アンド<br>トラスト カンパニー 505041<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N<br>7BN U.K.<br>(東京都中央区日本橋3丁目11番1号) | 260,000      | 2.23                            |
| 野村信託銀行株式会社  | 東京都千代田区大手町2丁目2番2号   | 256,700      | 2.20                            |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社  | 東京都中央区晴海1丁目8番12号  | 239,000      | 2.05                            |
| 日本証券金融株式会社  | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号  | 184,000      | 1.58                            |
| 川口 兼一郎  | 東京都八王子市   | 120,000      | 1.03                            |
| 若狭 泰之   | 東京都中野区  | 120,000      | 1.03                            |
| 日本生命保険相互会社  | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号   | 114,000      | 0.98                            |
| 計   | -   | 8,695,100    | 74.84                           |

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 905,800株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 715,600株 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)           | 256,700株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 111,800株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)   | 84,800株  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)   | 8,600株   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託A口)    | 6,600株   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)    | 27,200株  |

2. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から、平成25年4月19日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年4月15日現在次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、デジタルハーツとして当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

| 氏名又は名称           | 住所                | 保有株券等<br>の数 | 株券等<br>保有割合 |
|------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 三井住友信託銀行株式会社     | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 167,500株    | 1.44%       |
| 日興アセットマネジメント株式会社 | 東京都港区赤坂9丁目7番1号    | 256,100株    | 2.21%       |

## &lt; 当期連結財務諸表に対する監査報告書 &gt;

当社は、株式移転の方法により平成25年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。



## &lt; 当期財務諸表に対する監査報告書 &gt;

当社は、株式移転の方法により平成25年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。